



2026 年 8 月 27 日

各 位

会社名 株式会社ジグザグ
代表者名 代表取締役 仲里 一義
(コード番号：340A 東証グロース市場)
問合わせ先 経営企画チーム マネージャー
木原 貴行
TEL. 03-6777-7189 (代表)

譲渡制限付株式報酬としての新株発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

①当社の取締役に対する発行の概要

(1) 割当日	2026年 9 月25日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 20,180株
(3) 発行価額	本新株発行は、当社の取締役の報酬等として当社の普通株式を発行するものであり、当該普通株式と引換えにする金銭の払込み又は財産の給付を要しません。 ※ 当該普通株式の公正な評価額は、本日開催の取締役会の前営業日（2026 年 8 月 26 日）における東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 332 円であり、その総額は 6,699,760 円です
(4) 割当予定先	取締役 2 名 20,180株 ※ 社外取締役を除きます。

②当社の執行役員に対する発行の概要

(1) 払込期日	2026年 9 月25日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 6,777株
(3) 発行価額	1 株につき 332 円
(4) 発行総額	2,249,964円
(5) 割当予定先	執行役員 1 名 6,777株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2026 年 7 月 27 日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じです。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2026 年 8 月 27 日開催の第 11 期定時株主総会において、①本制度に基づき、取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与すること、又は、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その譲渡制限期間は、当該株式の交付日から、当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任若しくは退職する日までの期間、又は、

当社取締役会が定める期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法のいずれかにて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間 250,000 株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額 8,000 万円以内とすること等につきご承認をいただいております。

また、当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の執行役員にも譲渡制限付株式を付与することといたしました。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役 2 名（以下「対象取締役」といいます。）及び執行役員 1 名（以下「対象執行役員」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象取締役及び対象執行役員の役位及び職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、譲渡制限付株式として、当社の普通株式 26,957 株を発行することを決議いたしました。対象執行役員に対しては、金銭債権合計 2,249,964 円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式 6,777 株を発行することといたします。

なお、本新株発行により処分される株式数の発行済株式総数（2026 年 5 月 31 日時点）に占める割合は、0.35%と軽微であり、譲渡制限付株式を付与する目的等に照らして合理的であると考えております。

【対象取締役との譲渡制限付株式割当契約】

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株発行に伴い、当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅰ」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、2026 年 9 月 25 日（割当日）から当社の取締役を退任する日までの間、本割当契約Ⅰに基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅰ」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除条件

対象取締役が、割当日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの間（以下「本役務提供期間Ⅰ」という。）、継続して、当社の取締役の地位にあることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式Ⅰの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間Ⅰ中に、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役を退任した場合、当該退任日の翌日をもって、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を 12 で除した数に、本割当株式Ⅰの数を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式Ⅰにつき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式Ⅰは、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、

計算の結果、1を超える場合には1とする。)に、当該時点において保有する本割当株式Ⅰの数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式Ⅰにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

【対象執行役員との譲渡制限付株式割当契約】

＜譲渡制限付株式割当契約の概要＞

本新株発行に伴い、当社と対象執行役員は個別に譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約Ⅱ」といいます。)を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象執行役員は、2026年9月25日(払込期日)から、本割当契約Ⅱに基づき割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式Ⅱ」という。)について、①本割当株式Ⅱの25%については2027年3月24日まで、②本割当株式Ⅱの25%について2027年9月24日まで、③本割当株式Ⅱの25%については2028年3月24日まで、④本割当株式Ⅱの25%については払込期日の直前の定時株主総会の日が属する年の翌々年に開催される定時株主総会の日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象執行役員が各譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあることを条件として、①本割当株式Ⅱの25%については2027年3月24日まで、②本割当株式Ⅱの25%について2027年9月24日まで、③本割当株式Ⅱの25%については2028年3月24日まで、④本割当株式Ⅱの25%については払込期日の直前の定時株主総会の日が属する年の翌々年に開催される定時株主総会の日を経過した時点それぞれにおいて、譲渡制限を解除する。ただし、対象執行役員が、譲渡制限期間中に、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役又は執行役員のいずれも退任した場合、当該退任日の翌日をもって、合理的に調整した数の本割当株式Ⅱにつき、譲渡制限を解除する

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象執行役員が当社の取締役又は執行役員のいずれも退任した日の翌日において、譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式Ⅱは、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象執行役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、合理的に調整した数の本割当株式Ⅱに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

対象執行役員に対する本新株発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年8月26日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である332円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象執行役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上